

検討項目 1 児童相談所（以下、児相）と子ども家庭支援センター（以下、子家セン）の役割分担について

庁内の意見は参考として掲載しています。

現状	課題	基本的考え方（部会としての報告）（案）と（参考）庁内での意見
<p>現在は東京ルールに基づき児相と子家センが役割分担を決めているが、連絡調整がスムーズに行われていない面がある</p> <p>専門的な対応を児相に求めても「まずは子家センが対応すべき」「子家センが親に注意喚起して、従わなかったときに児相が登場する」など、子家センが児相と同じ対応をすることを求められており、効果的な役割分担ができていない面がある</p> <p>一時保護が必要ではないかと地域が感じているケースや長期ネグレクトなど専門的な対応が必要なケースを子家センが抱えていることが多い</p> <p>児相から見れば、子家センが調査力や対応力をもっと向上させるべきとの認識がある（すぐに児相に振るのではなく、もっと子家センが在宅での関わりを増やし、しっかりと親子の見守りをしてほしいと思っている）</p> <p>子家センのケース数が多く（28 年度末 1260 ケース ÷ 正規 CW16 人 一人の CW 平均 79 ケース、）「見守り」という形で有効な支援がほとんど行われていない事例もある</p> <p>児相が泣き声通報の対応に追われて専門的なケースワークを行う時間がとれていない</p>	<p>強制介入や専門的な支援は児相が行い、支援業務は子家センが行うという方向性があるが、どのような整理ができるか</p> <p>児相から子家センに移行したほうがよい支援事業等はどのようなものがあるか</p> <p>子家センから児相に移行したほうがよい事業等はあるか</p> <p>全般的な子ども・子育て相談をどこが受けるのか</p> <p>非行相談はどこで受けるのか</p>	<p>児相は 1ヶ所に設置し、5 支所にある子家センは残す。</p> <p>児相の区移管に伴い、児相と子家センの役割分担を見直す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子家センは一般の子ども家庭相談から子ども虐待事例の在宅支援までを担うことを基本とする。</li> <li>・その中で、強制介入や専門的対応が必要と子家センが判断したケースは、児相に引き継ぐ。</li> <li>・児相は強制介入が必要なケース、在宅における専門的対応が必要なケース、一時保護、一時保護から家庭復帰への支援計画の策定、児童養護施設等の入所調整、入所後の施設との連絡調整、入所児童への継続フォロー、施設退所後の家庭復帰への支援計画の策定等を担う。</li> </ul> <p>【子家センから児相に引き継ぐケース】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一時保護が必要と思われるケース</li> <li>・長期ネグレクトなど一時保護を視野に入れて対応しなければならないケース</li> </ul> <p>【児相から子家センに引き継ぐケース】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泣き声通報</li> <li>・虐待の内容が軽微であり在宅支援によって支えていくことが妥当なケース</li> <li>・調査中に主訴が解消して終了するケースのうち、主訴以外にも心配な点があり在宅支援が必要なケース</li> </ul> <p>【全般的役割分担】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警察からの身柄通告・書類通告は児相が対応する</li> <li>・里親・養子縁組に関することで、里親の相談を受け家庭訪問をするなど支援に属することは、共通の役割としていく（指導や措置に関する場合は児相の役割）</li> </ul> <p>（背景）</p> <p>【社会保障審議会児童部会による新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告（提言）（平成 28 年 3 月 10 日）】（以下、専門委員会報告）にあるように、子どもと家庭の生活は地域を基盤に営まれており、子ども家庭福祉は地域社会の中で展開される必要があるとされている。一方、児相はニードに基づく相談を中心に支援をおこなってきたが、虐待通告数が毎年大きく増大している現状において、対応の限界にきており、保護機能と支援機能を同一機関が担うことの弊害もあり、その機能を明確に分離する抜本的な見直しが必要とも言われている。</p> <p><b>庁内意見</b></p> <p>一時保護の後は社会的養護より家庭復帰の方が多い。「基本的考え方」には施設退所後の計画策定は児相を想定しているが、プランを作るにあたり、今までの経緯を含めて考えることもある。責任はどちらにあるか明確にする必要があるが、計画策定段階でも児相と子家センが協力したほうがいい。それができるのが、区児相ができるメリットでもある。</p> <p>子家センの専門性の向上が不可欠である。</p> <p><b>庁内で引き続き検討する事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児相・子家セン間の円滑なケース引継ぎ・移管を行うための新たなルールづくり</li> <li>児相・子家センそれぞれの業務量の見積もり、業務量に応じた人員体制</li> <li>児相・子家セン職員の専門性の確保</li> </ul>

**検討項目2 子家センの位置づけについて（児相と子家センの組織と人員）**

現状	課題	基本的考え方（部会としての報告）(案)と（参考）庁内での意見
<p><b>【組織】</b> 子家センは総合支所体制のもと生活支援課に属している 子家センではAとBのチームがあり、業務分担しているが、支所により異なっているところもある 子ども家庭支援センター事業は健康づくり課と合同で実施しているため、副支所長がセンター長に位置づけられている（支所処務規定にはセンター長はない）</p> <p><b>【人員】</b> 世田谷児相 児童福祉司 19人 児童心理司8人（計27人 正規職員のみ・狛江分込み） 子家セン 世田谷6人、北沢3人、玉川4人、砧4人、烏山4人（計21人、Aチーム正規職員のみ（係長含む）） ・児相開設時には、児童福祉司23人、児童心理司12人の確保を目指している</p>	<p><b>【組織】</b> 子家センの定義、子家セン業務の確定 AチームとBチームの体制をどうするか、生活支援課での位置づけ （メリット）保育・産後ケアなどの支援ツールが身近にあり連携しやすい （デメリット）業務によってはAとBの人員が混在して混乱する 健康づくり課との連携、子ども家庭支援センター事業の位置づけをどうするか ネウボラチームとの連携をどうしていくか 児相と子家センの指揮命令系統はどうか 児相は部となるのか。課となり子家センと同じ部になるか 子家センの事務所が支所にある中で、支所と別系統の指揮命令系統がありえるか 児相と子家センを調整する本所機能は必要か、具体的には何を担うのか 子家センと児童館の連携も検討すべきではないか</p> <p><b>【人員】</b> ・ケース数、業務量からCWの数は充分か（再掲：28年度末1260ケース÷正規CW16人 一人のCW平均79ケース、）</p>	<p>児相と子家センの連携が組織的にもスムーズに行われ、同時に、生活保護、女性、保健、障害部門との連携も有効に行われる体制を構築する。 児相・子家センの調整機能、在宅支援施策の展開・取りまとめのため本所（調整）機能は残していく。</p> <h1 style="font-size: 2em;">調整中</h1>

**検討項目3 通告・相談窓口について（受付・流れ・基準）**

現状	課題	基本的考え方（部会としての報告）(案)と（参考）庁内での意見
<p>児相と子家セン（5）がそれぞれの虐待通告・相談先となっている 子家センへの相談は虐待通告だけではなく、多くが子育て相談や子育てサービスの内容である 子家センを通告・相談の一義的窓口として関係機関や区民に周知しているが、「189」への通告は児相で受けている 電話をかけてくる人が通告か相談かの判断はできない。電話を受けた職員（組織）が判断する。</p>	<p>現在の通告を受理する方法での問題点は何か 通告に対して現在行っている全件確認が必要なのか、トリアージを行えば、現地確認しなくてもよいケースが出るか（電話聞き取りのみで「すぐに対応が必要」「緊急性はないが支援が必要」「電話のみで他機関紹介で終了しCWが関わらなくてもよい」と判断ができるか） トリアージを行う職員と専門性を確保できるか</p>	<p>世田谷版ネウボラや地域包括ケアに体现されるように、区はひとつひとつの相談を大切にすくい上げ、相談者との面接を行い、その中から相談者が気付いていないニーズを含めて、丁寧に対応していくことを基本とする。 通告に対する全件確認は必要である。 地域に密着し、区民に身近な支所の子家センが通告・相談の窓口となり、安全確認、調査、支援方針の決定を行う。調査の結果、児相で対応した方が適切と子家センが判断した場合は、児相に情報提供し児相はこれを受理する。 児相に通告の電話が入った場合は児相が対応する。ただし、泣き声通報は、子家センに情報提供し、子家センが安全確認、調査、支援方針の決定を行う。</p> <p><u>庁内意見</u> トリアージを子家セン以外の機関が行うと、子家センの対応力が落ちてしまい、人材育成が難しくなるおそれがある。 ケース引継ぎについての新ルールを作り、ルール上、子家センが現認して判断したことは優先されるようにすべきである。 現在、子家センで行っている緊急支援会議もトリアージといえる。 子家センに入った通告に対しても、ケースによっては現場に児相と子家センが一緒に行き、一緒に判断することも考えられる。</p>

現状	課題	基本的考え方(部会としての報告)(案)と(参考)庁内での意見
<p>通告でもあまり問題がない場合もあり、相談でも重篤なケースの場合は常にありうる。</p> <p>通告・相談を受けた職員(組織)が現場を確認してリスク判断をしている。</p> <p>現在は受けているところが対応しているので、内容に軽い重いはあるがたらい回しにはなっていない</p>		<p>児相や子家センの他に「福祉の相談窓口(まちづくりセンター27ヶ所)」に情報が入るケースも想定される。</p> <p><b>庁内で引き続き検討する事項</b></p> <p>リスクアセスメントの判断ツールの活用などは今後検討する。</p> <p>「ニーズアセスメント」の視点でも検討するべき。</p> <p>福祉の窓口で虐待が疑われるような相談が入った場合は子家センに連絡をするようになっている。通告・相談について区としての方向性とリンクさせていくべきである。</p>

#### 検討項目4 夜間・休日の相談に対応できる体制について

現状	課題	基本的考え方(部会としての報告)(案)と(参考)庁内での意見
<p>子家セン、児相ともに夜間・休日の相談は受け付けていない。</p> <p>土日祝日、夜間の対応(児童相談センター)</p> <p>土日祝日の8:45~17:30</p> <p>通年開所で児童福祉司が緊急ケースに対応している。</p> <p>夜間</p> <p>電話受付のみで相談には対応していない。緊急時は警察を案内している。</p> <p>参考 土日祝日、夜間の相談 (都)4152 電話相談 月~金 9-21 土日祝 9-17 (区)子育てワゴン 月~金 17-22 土日祝 9-22</p>	<p>区児相設置に伴い、夜間・休日体制を検討する必要がある。どのような体制が考えられるか</p> <p>里親支援として、休日・夜間に里親の相談に乗るシステムも必要か</p> <p>189への対応</p>	<p><b>夜間の電話連絡による虐待通告(189を含む)を受けられる体制を構築する。</b></p> <p><b>現在、土日祝日の8:45~17:30は児童福祉司が通年開所を行っているが、区への移管に伴い対応が低下しないような方策が求められる。</b></p> <p><b>庁内で引き続き検討する事項</b></p> <p>夜間の虐待通告は委託等の緊急電話で受理するなどの方策を検討する。緊急性が高いと判断すれば当番の職員に連絡する体制を検討する。</p> <p>当番職員が公用携帯を持ち、そこに連絡をもらう形を想定しているが、職員の負担や勤務形態に問題がないか精査する必要がある。</p> <p>また、勤務体制を組んでの待機という方法も考えられる。検討が必要。</p> <p>区単独の児相となり、土日祝日の日中をどのように対応するか引き続き検討が必要。</p> <p>一般の子育て相談について、委託なら24時間体制を取れる可能性はあるが、そもそも24時間体制が必要かどうか。</p> <p>里親に対する休日・夜間の支援体制は、里親支援全体の中で検討していく。</p>

#### 検討項目5 虐待発生予防・早期発見・対応のための体制整備について(在宅支援策の充実)

現状	課題	基本的考え方(案)(部会としての報告)と(参考)庁内での意見
<p>子家センが提供できる在宅支援施策(ショートステイ、ペアレントトレーニング、学生ボランティア、養育支援ヘルパー、緊急保育等)がある。</p> <p>母子保健事業・ネウボラと連携している。</p> <p>要対協で地域ネットワークと連携している。</p>	<p>虐待発生予防・早期発見・対応のために充実させるべき施策は何か</p> <p>在宅支援策の量は充分か</p> <p>本庁機能として、子家センの在宅支援のための施策を充実させていく必要があるか</p> <p>要対協に参加していない機関との連携を強化するにはどうすればよいか</p>	<p><b>子家センが子ども家庭支援と虐待発生予防、早期発見と対応に十分に機能を発揮するには、社会資源の整備が不可欠であり、在宅支援策を今以上に拡充していく必要がある。</b></p> <p><b>庁内意見</b></p> <p>在宅支援策の拡充として、以下のようなことが考えられる。ただし、事業の持続可能性、費用対効果、国・都の支援の動向などを考慮し、施策を検討していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ショートステイ枠の増</li> <li>・ショートステイの発達障害児の受入先の確保</li> <li>・養育支援ホームヘルプ事業者の増</li> <li>・子育てスキルの低い母子の宿泊を伴う支援施設(慈愛寮のイメージ)</li> <li>・虐待をする父親のグループの新設</li> <li>・ペアトレの実施回数増加、ペアトレの土日開催</li> <li>・子どもグループの新設</li> <li>・子どもを支援するサービスの新設(学生ボランティア、養育支援ホームヘルプとは異なる子どもに接する支援)</li> </ul>

検討項目【案】

検討項目	基本的考え方等	検討にあたっての論点・視点	部会の 29 年度検討テーマに関連する特別区長会抽出課題
<p>〔前提〕 社会的養護についての区の基本的な考え方</p> <p>養育家庭等 養育家庭、専門養育家庭、親族里親、養子縁組里親のことをいう（都）</p>	<p>基本的な考え方 【児童福祉法改正に伴う国の方針に基づくもの】</p> <p>(1) 子どもが家庭において健やかに養育されるように、虐待の発生予防施策の展開や養育困難家庭への支援などの、保護者支援に重点的に取り組む。 母子生活支援施設などの区にある地域資源と連携し、親子の在宅生活を支える等の取り組みを検討する。</p> <p>(2) 家庭における養育が適当でない場合は、養育家庭等及びファミリーホームなどへの委託や養子縁組を優先的に考え、子どもが「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるように必要な措置に取り組む。 養育家庭制度の普及促進及び里親支援の拡充が必要。その上で、養育家庭等・ファミリーホーム・グループホームへの委託率を平成 41 年度末までに概ね 6 割とすることを目標とする（都）</p> <p>(3) (2) の措置が適当でない場合は、グループホームなど子どもが「できる限り良好な家庭環境」で養育されるように必要な措置に取り組む。</p> <p>【区立児童相談所設置に伴うもの】</p> <p>(4) 養育家庭等への措置、解除等の行政行為は児童相談所が担い、養育家庭制度の普及啓発・支援・相談への対応は、児童相談所と、子ども家庭支援センターをはじめ区の関係所管が協力して行う体制をとる。地域資源を活用すると共に、区の支援サービスの充実を図りバックアップしていく。</p> <p>(5) 児童相談所、子ども家庭支援センターと児童養護施設の里親支援専門相談員が連携を強化し、養育家庭等や養子縁組家庭への支援、相談を担う。</p> <p>(6) 児童養護施設との連携を今以上に強化する。子どもの家庭復帰や自立への支援を、施設・児相・子家センの三者がそれぞれの立場で責任を持ち、取り組んでいく。</p> <p>今後検討すべき課題 ・乳児院・児童養護施設、自立援助ホームの定員枠、入所調整、措置費負担等については、モデル確認の中での都協議、特別区間の区協議の中で引き続き検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・どのような場合であっても、子どもには家庭を与えられるべきであるとの認識に立つ必要がある。</li> <li>・5 年後、10 年後を見据え、社会的養護の体制の充実に向けた道筋をどのように描くかを示すことが、区の担うべき役割のひとつであると考えべきである。</li> <li>・児童養護施設等の整備にあたっては、特別区全体としての整備目標を持つ必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭で養育することが困難な子どもの養育についての基本姿勢の検討</li> <li>・社会的養護の体制整備に関する基本的考え方の検討</li> </ul>
<p>〔検討項目 1〕 里親の拡充、支援について 現状 都における社会的養護が必要な児童に占める養</p>	<p>基本的な考え方</p> <p>(1) 養育家庭等の登録拡大に向けた取り組みの強化 &lt; 区の資源を活用した啓発により、登録拡大を目指す &gt; ・里親支援機関や施設、里親の会など様々な民間団体との連</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里親支援についても、一般の子育て支援と同じく支援が必要であり、その支援の主体が子ども家庭支援センターであることを考えると、子ども家庭支援センターが包括的に里親支援を担うべきではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里親への支援策</li> </ul>

<p>育家庭等 （養育家庭・専門養育家庭・親族里親・養子縁組里親）及びファミリーホームへの委託率は12.1%（27年度末）。グループホーム、ファミリーホームの設置は年々着実に進んでいる（都内：グループホーム138施設、ファミリーホーム18施設。27年度）。里親登録家庭のうち約半数が未委託。</p> <p><b>都の取り組み</b> 社会的養護施策の充実・強化を目的に「東京都社会的養護施策推進計画」を策定（27年4月）児童福祉審議会において家庭的養護の推進についての提言取りまとめ（28年11月）。養育家庭体験発表会等により広報・普及啓発を実施。 全児童相談所で民間団体を活用した里親支援機関事業を実施（20年度～）。 里親委託等推進員による家庭訪問・カウンセリング、家事育児援助者や学習ボランティアの派遣等 児童養護施設・乳児院における里親支援専門相談員の配置に対する支援。</p> <p><b>区の取り組み</b> 里親と学生の座談会による、学生への啓発（世田谷児相と共催） 養育家庭体験発表会の開催（世田谷児相と共催） 駅頭等での啓発チラシ等の配付（養育家庭体験発表会の周知も兼ねる。世田谷児相と合同で実施）</p> <p><b>課題</b> 養育家庭制度に対する認知度が低く、里親の必要数の確保が不十分（区内の里親登録数：31） 里親委託に対する実親の同意を得ることが難しい。 発達障害など児童が抱える問題が複雑化しており、里親委託が困難なケースが増えている。 現在の法制度では、養育家庭は育児休業を取得できない。</p>	<p><b>携・協力</b> ・ファミリーサポート事業援助会員や民生・児童委員など、区と密接に関わりのある子育て支援事業の担い手への広報・啓発・開拓</p> <p><b>（2）委託の促進に向けた体制の強化</b> ・未委託の養育家庭への、個別相談や研修の実施等などの、きめ細かい支援による委託促進 ・実親の不安を解消するため、養育家庭の委託後も児童相談所と子ども家庭支援センターが施設の里親支援専門員の協力を得ながら交流を支援していく</p> <p><b>（3）養育家庭等への支援の充実</b> ・養育家庭等が地域で孤立することなく児童を養育できるよう、実態把握に努め、支援する関係機関の役割を整理し、チームによる養育体制を整備する。 ・養育家庭等の地域ネットワークへの参加を促進するなど、養育家庭等は社会的養護を担う地域機関の一員として地域の子育て支援との連携を図る ・子ども家庭支援センターを通して、母子保健事業との結びつきを図る ・夜間・休日における養育家庭等からの相談体制について、検討していく。</p> <p><b>（4）養育家庭等の養育力の向上</b> ・養育家庭等への研修は、引き続き東京都全体で実施できるよう、都に要望していく。</p> <p><b>（5）児童相談所・子ども家庭支援センターの支援体制の強化</b> ・児童相談所と子ども家庭支援センターは、それぞれが担う養育家庭等への支援を強化するため、必要とされる専門性の向上や、体制強化に取り組む。</p>	<p>・区が定期的に里親を訪問し、支援する仕組みが望ましい。問題があったときだけ児童相談所が里親を訪ねるような関係は好ましくないのではないか</p> <p>・現在の都の運用では、児童相談所は夜間、休日が閉庁のため、緊急の相談や支援ができていない。夜間、土日の支援についても検討するべきである</p> <p>・里親に関し、児相は今まであまり実態把握の調査などは行っていなかった節が見受けられるので、実態把握を急ぐべきである。</p> <p>・養子縁組されていた児童が、養護施設に入所してくるケースが少なくない。また、里親による虐待の問題もある。このような実態を踏まえたうえで、研修や認定を考える必要がある。</p> <p>・養子縁組のあっせん機関を通じた里親希望者については、事前の教育や適格性判断が十分にできていない実態があることを踏まえ、その対策を考える必要がある。</p> <p>・世田谷区の特色であるネウボラなどの地域に根差した取組みを活かし、さらに地域の力の向上を図る中で、里親を増やしていくことができるのではないか。</p> <p>・児童養護施設はすでに定員を超えているにもかかわらず入所を求められている。そのような中、里親を増やす取り組みは必要ではあるが、その取り組みだけでは間に合わない状況にあることを認識する必要がある。</p>	<p>・都が独自に行っている里親支援に関する施策等の継続性の検討</p> <p>・里親研修の実施</p> <p>・児童相談所以外（児童養護施設、民間団体など）との連携体制の整備</p> <p>・社会福祉法人やNPO等との協働（里親支援、養子縁組、施設養護、メンタルフレンドなど）</p> <p>・里親開拓と併せた小規模住居型児童養育事業の実施に向けた推進策の検討</p>
--	--	--	---

〔検討項目 2〕

児童福祉施設等の退所児童の支援体制について

現状

都の取り組み

退所児童等アフターケア事業（国制度）

児童福祉や就業支援に精通した人員を配置し、ソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、生活支援、就業支援等を行うとともに、情報交換の場を提供。（生活支援 2、就業支援 1）

児童養護施設に、入所中の児童の就職・進学に向けた準備から退所後まで継続的な支援を専門に行う「自立支援コーディネーター」を配置（28年度末 47 施設に配置）

自立援助ホームに、就労に関する相談支援を行う「ジョブ・トレーナー」を配置（28年度末 6 ホームに配置）

区の取り組み

「世田谷区児童養護施設退所者等支援事業（せたがや若者フェアスタート事業）」を 28 年度より開始。

・住宅支援

高齢者向け借り上げ区営住宅の空室を活用。  
対象：区内の 2 児童養護施設退所者、区内の里親への委託終了者

・居場所支援・地域交流支援

児童養護施設等の退所者が月 1 回、2ヶ所で開催の食事会に参加し交流を深め、地域の中で身近に相談できる仲間や大人たちとの関係を築く。

・給付型奨学金事業

大学等に進学・通学する資金の一部を給付。  
対象：区内の児童養護施設・自立援助ホーム、退所者、里親への委託終了者（世田谷児相が措置した区民は区外の施設等も含む）

課題

- ・児童相談所から児童養護施設退所予定者の情報提供を受け、対象施設に案内をしているが、児相から提供される情報が少なく、対象者の把握がしづらい。
- ・退所後時が経過している該当者への周知が困難。

基本的な考え方

（1）若者支援機関等、関係機関との連携強化

・区は、せたがや若者フェアスタート事業を継続していく一方、児童相談所設置にあたり、メルクマールせたがやなどの若者支援機関や、不登校・引きこもりに関わる教育委員会等の関係機関と連携し、情報のやり取りや効果的なつなぎなど、切れ目のない支援継続を目指していく。

（2）児童養護施設等退所者への支援の強化

・児童養護施設等退所者への支援について、従来児童養護施設等が主に担ってきたが、児童相談所が児童養護施設等と連携し、自立に向けた退所後の生活を一緒に支援していく体制を構築する。

・里親の登録・マッチング・支援といった仕組みの整備だけでなく、パーマネンシーの視点も含め、児童の成長を軸に自立までの支援体制を考えるべきである。

・児童福祉施設等の退所児童支援（アフターケア事業など）の検討